

平成28年2月26日開会

平成28年2月26日閉会

平成28年第2回鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

平成28年第2回 鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

~~~~~

## 議事日程

平成28年2月26日 午後2時10分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 決行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について  
議案第 2 号 鳥取県西部広域行政管理組合手数料条例の制定について  
議案第 3 号 鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止  
に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第 4 号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正  
する条例の制定について  
議案第 5 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定める協議につい  
て  
議案第 6 号 平成27年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正  
予算（補正第2回）  
議案第 7 号 平成28年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算
- 第 4 組合事務一般に対する質問
- 第 5 議案第 1 号～議案第 7 号（質疑・委員会付託・採決）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第1～第5

日程追加 議案第8号 鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の一部を
改正する条例の制定について

~~~~~

出席議員（15人）

|     |         |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 尾 沢 三 夫 | 2番  | 渡 辺 穰 爾 | 3番  | 安 達 卓 是 |
| 4番  | 中 田 利 幸 | 5番  | 今 城 雅 子 | 6番  | 国 頭 靖   |
| 7番  | 遠 藤 通   | 8番  | 米 村 一 三 | 9番  | 平 松 謙 治 |
| 10番 | 橋 井 満 義 | 11番 | 野 口 俊 明 | 12番 | 秦 伊 知 郎 |
| 13番 | 細 田 栄   | 14番 | 村 上 正 広 | 15番 | 小 谷 博 徳 |

~~~~~

欠席議員（1人）

16番 川 上 富 夫

~~~~~

説明のため出席した者

|      |      |         |      |       |         |
|------|------|---------|------|-------|---------|
| 管理者  | 米子市長 | 野 坂 康 夫 |      |       |         |
| 副管理者 | 境港市長 | 中 村 勝 治 | 副管理者 | 日吉津村長 | 石 操     |
| 〃    | 大山町長 | 森 田 増 範 | 〃    | 南部町長  | 坂 本 昭 文 |
| 〃    | 伯耆町長 | 森 安 保   | 〃    | 日南町長  | 増 原 聡   |



で、ご了承を願います。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配布しておりますのでご了承を願います。なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいというふうに思います。

~~~~~

第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺穰爾） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、組合議会会議規則第54条の規定により、9番平松議員、及び15番小谷議員を指名いたします。

~~~~~

### 第2 会期の決定

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定をいたしました。

~~~~~

第3 議案第1号～議案第7号

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第3、議案第1号から第7号までの7件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、ご上程をいただきました議案第1号から議案第7号までの7議案につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。行政不服審査法が改正され、改正後の行政不服審査法が施行されることにより、不服申立てに関する規定の見直しが必要となったことに伴い、

関係条例について、所要の整備を行おうとするものでございます。

次に、議案第2号は、鳥取県西部広域行政管理組合手数料条例の制定についてございまして、改正後の行政不服審査法の規定により、審査請求人等は、審理員等に対し提出された書類の閲覧だけでなく、当該書類等の交付を求めることができることとなったことに伴い、当該書類等の交付に係る手数料の徴収に関して、必要な事項を定めるため、制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号は、鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてございまして、平成28年3月31日をもって、組合の共同処理する事務から、視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を廃止することに伴い、関係条例について、所要の整備を行おうとするものでございます。

次に、議案第4号は、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてございまして、施行後十年以上が経過し、当初想定していなかった設備が流通してきたことにより、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、所要の整備を行おうとするものでございます。

次に、議案第5号は、鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定める協議についてございまして、行政不服審査法の改正により、審理手続きについては、第三者機関の行政不服審査会を設置し、その第三者機関に諮問することが必要となることに伴い、県内市町村と一部事務組合等と鳥取県で、第三者機関を共同設置する規約を制定するための協議をしようとするものでございます。

次に、議案第6号は、平成27年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の第2回の補正予算でございまして、今回の補正は、人事院勧告によります給与改定をはじめ、事業費の実績見込みなどによります予算の増減のほか、前年度決算に基づきます繰越金の財源充当などに伴い、予算措置が必要となりました項目につきまして、補正額を計上いたしております。以下、歳出の主なものにつきまして、ご説明いたします。

まず、衛生費でございますが、県補助金が不採択となったことにより、病院群輪番制病院設備整備事業補助金を減額しておりますほか、施設の運転・管理に係ります燃料費、各種業務委託料、補修工事請負費などにつきまして、年度内の執行状況や契約実績等を勘案し、減額いたしております。

次に、消防費でございますが、退職者7名増による退職手当の増額のほか、職員的大量退職に備える退職積立金を追加して計上いたしております。

次に、これら歳出に対します歳入でございますが、退職手当の増額に伴います退職積立基金繰入金の増額をはじめ、事業費の確定に伴い、国・県の補助金や組合債を増減いたしておりますほか、前年度繰越金の財源充当などにより、市町村負担金を減額いたしております。その結果、歳入歳出それぞれ、2,688万4千円を追加し、補正後の予算総

額を61億1,250万1千円といたしております。

次に、議案第7号は、平成28年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算でございます。平成28年度の予算編成では、平成23年度に策定いたしました、第二次組合行政改革大綱に基づきまして、各分野における経費の節減による歳出の抑制と歳入の確保に努め、組合の歳入の約8割を占めております市町村負担金を前年度を上回らない額に抑えながら、必要となります事業を計画的に実施することといたしております。

予算の概要でございますが、まず、歳出におきましては、組合で共同処理する事務に係ります事業費につきまして、従来どおり、所要額を計上いたしておりますほか、平成28年度に実施いたします2つの主要事業に必要な事業費につきまして、予算計上をいたしたものでございます。

この2事業につきまして、ご説明を申し上げますと、まず1つ目は、プラスチック選別処理施設建設事業でございますが、これは、灰溶融施設として運営しておりました、エコスラグセンターを不燃物残渣からプラスチック類を選別回収して再資源化するための施設へ機能転換するものでございまして、循環型社会の形成に資することを目的といたしました新たな施設を整備することといたしております。

2つ目は、米子消防署皆生出張所移転新築事業でございますが、これは、現在の庁舎が老朽化するとともに、圏域内の全ての救助事案に対応いたします、高度救助隊の配置による職員や車両の増加に伴い、スペースが手狭になったことから、庁舎を移転し、建て替えを行うものでございまして平成27年度に土地造成が完了する見込みとなりましたことから、新庁舎の建築工事を実施することといたしております。

また、その他の主なものといたしましては、鳥取県西部広域市町村圏計画実施計画に基づき実施いたします病院群輪番制病院設備整備事業や消防車両の更新事業などの投資的事業に係ります経費のほか、職員の大量退職に備えるため、退職積立基金への積立金を計上いたしております。

次に、これら歳出に対します歳入でございますが、国庫支出金、基金繰入金、地方債などの財源を充当いたしまして、市町村負担金を前年度予算以下に抑えた額で、計上いたしております。その結果、平成28年度の一般会計予算の総額は、64億2,886万円となり、前年度予算と比較しますと3億4,705万9千円の増額といたしておりますが、市町村負担金につきましては、前年度予算と比較しますと1億7,742万9千円の減額といたしております。今後も引き続き、歳出の抑制と歳入の確保に努め、市町村負担金の抑制を行いながら、必要な事業につきましては、計画的に実施して参りたいと考えております。

以上、各議案につきまして、ご説明申し上げますが、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りたいと存じます。

~~~~~

#### 第4 組合事務一般に対する質問

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。  
通告がございませんので、一般質問は終結をいたします。

~~~~~

第5 議案第1号～第7号（質疑・委員会付託・採決）

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第5、議案第1号から第7号までの7件を一括して議題といたします。

これより、7件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております7件の議案のうち、議案第6号及び第7号の2件については、予算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

なお、そのほかの5件の議案については、お手元に配付しております付託区分表のとおり、総務消防教育常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため暫時休憩をいたします。

午後2時23分 休 憩

午後4時 9分 再 開

○議長（渡辺穰爾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、7件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。

はじめに、総務消防教育常任委員会の審査報告を求めます。村上委員長。

○総務消防教育常任委員長（村上正広）（登壇） 総務消防教育常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案5件について先程委員会を開き、審査をいたしました

結果、まず議案第1号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、鳥取県西部広域行政管理組合手数料条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定める協議については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺穰爾） 次に、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。中田委員長。

○予算審査特別委員長（中田利幸）（登壇） 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案2件について先程委員会を開き審査いたしました結果、まず、議案第6号、平成27年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算補正第2回については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、平成28年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺穰爾） 以上で、委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、7件の議案を順次採決いたします。

はじめに、議案第1号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件につきましては、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (渡辺穰爾) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、鳥取県西部広域行政管理組合手数料条例の制定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (渡辺穰爾) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (渡辺穰爾) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (渡辺穰爾) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定める協議についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成27年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算補正第2回を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成28年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。先ほど、議会運営委員長から議案第8号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

~~~~~

#### 日程追加 議案第8号

**○議長**（渡辺穰爾） それでは、議案第8号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。遠藤議会運営委員長。

**○議会運営委員長**（遠藤通）（登壇） 只今ご上程をいただきました議案第8号、鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について議会運営委員会を代表し提案理由のご説明を申し上げます。今回の改正は、平成28年3月31日をもって組合の共同処理する事務のうち、視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を廃止する事に伴い所要の改正をおこなうものとするものであります。改正内

容でございますが、総務消防教育常任委員会の名称を総務消防常任委員会に改め同委員会の所管事項から教育委員会の所管に関する事項を削除し、また出席説明を要求するものから教育委員会の委員長を削除しようとするもので、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。全議員さんのご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長**（渡辺穰爾） これより、本件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**（渡辺穰爾） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**（渡辺穰爾） 別のないものと認め、討論を終結いたします。これより、本件を採決いたします。本件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉 会

○議長（渡辺穰爾） 以上で、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。これをもって、平成28年第2回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後4時18分 閉 会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員